

ヘルパーステーションどんぐりの家

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(愛知県指定 第 2372505269 号)

当事業所は、指定訪問介護を提供しています。利用者には、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次のとおり説明します。

◆目 次◆

- 1 事業所経営法人
- 2 事業所の概要
- 3 職員の配置状況
- 4 サービス提供日時
- 5 提供するサービス
- 6 利用料金
- 7 サービスの中止・変更・追加
- 8 サービスの利用に関する留意事項
- 9 苦情の受付
- 10 緊急時の対応
- 11 秘密の保持
- 12 第三者評価の実施状況
- 13 当法人の概要

1 事業所経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 陽和福祉会 |
| (2) 所在地 | 春日井市高森台5丁目6番地1 |
| (3) 電話番号 | 0568-91-5656 |
| (4) 代表者 | 理事長 福井 雅子 |
| (5) 設立年月日 | 平成26年6月11日 |

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

訪問介護

平成30年5月1日指定

(2) 事業の目的

本事業は、要介護と認定された利用者に対し、その居宅において介護のサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(3) 事業所の名称 ヘルパーステーションどんぐりの家

(4) 事業所の所在地 春日井市高森台5丁目6番地7

(5) 電話番号 0568-95-5801

(6) 管理者 (藤井 雅章)

(7) 事業所の運営方針

- ① 事業所において提供する訪問介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとしします。
- ② 利用者一人ひとりの人権を尊重し、「できること」を促しながら、その人に合った適切な訪問介護サービスの提供に努めます。
- ③ 医療と介護の連携を図り、継ぎ目のない介護サポートに努めます。
- ④ 利用者及びその家族等に対し、訪問介護サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ⑤ 職員は、常に介護の知識と技術の研鑽に努め、適切な訪問介護サービスを提供します。
- ⑥ 職員は、要介護認定者の支援に携わるという自覚と誇りを持って、明るく、優しく、温かい支援に努めます。
- ⑦ 常に提供した訪問介護サービスの質の管理、評価を行います。

(8) 開設年月日 平成30年5月1日

(9) 事業の実施地域

通常の実業の実施地域は、春日井市内とします。

3 職員の配置状況

当事業所では訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。職員は必要に応じて増員します。

職 種	人 数	職務の内容
管理者	1名	事業所の管理・運営の統括
サービス提供責任者	1名以上	サービス計画の作成 利用受付 訪問介護員の指導 訪問介護
訪問介護員	2.5名以上（常勤換算）	訪問介護

4 サービス提供日時

サービス提供日時	年中無休
休業日	なし

5 提供するサービス

当事業所では、利用者に対して次の訪問介護サービスを提供しています。

(1) 身体介護

食事介助	食事の介助等
入浴介助	入浴の介助等
排泄介助	排泄の介助、おむつの交換等
体位変換	体位の交換等

(2) 生活援助

買物	日常生活に必要となる物品の買物
調理	食事の用意等
掃除	居室の掃除等
洗濯	衣類の洗濯等

6 利用料金

(1) 利用料

介護保険の訪問介護サービスを利用する場合は、自己負担額は利用者の介護保険負担割合の額になります。基本料金、各種加算等の詳細及びキャンセル料は別紙利用料金表をご覧ください。

(2) 利用料金のお支払方法

ご利用の翌月15日頃に請求書を送付いたします。お支払方法は、支払いに係るトラブルを解消するため、引き落としとさせていただきます。ご利用の翌月28日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に事前にお教えいただいた口座より引き落とされますので、前日までにご入金ください。後日、領収書を発行いたします。なお、領収書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

7 サービスの中止・変更・追加

(1) 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合は、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

(2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、職員の勤務状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う職員

サービス契約時に担当の職員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の職員が交替してサービスを提供する場合があります。

(2) 職員の交替

① 利用者からの交替申し出

職員の交替を希望する場合には、交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の職員の指名は、お受けしかねる場合があります。

② 事業所からの交替申し出

事業所の都合により、職員を交替することがあります。その場合、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項

職員は、サービス計画に定められたサービス以外の業務はお受けできません。サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、利用者及びその家族等と相談の上、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を算定します。

9 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情受付

○受付窓口 (管理者 藤井 雅章)

電話 0568-95-5801

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 (8:30～17:30)

○苦情受付箱 玄関に設置してあります。

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

○春日井市役所 介護・高齢福祉課 電話 0568-85-6921

○地域包括支援センター春緑苑 電話 0568-88-5829

○愛知県国民健康保険団体連合会 電話 052-971-4165

10 緊急時の対応

サービスの提供中に利用者の容態の変化等があった場合は、利用者の主治医又は協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡します。

協力医療機関	医療法人 陽和会 春日井リハビリテーション病院
	所在地 春日井市神屋町 706
	電話 0568-88-0011

11 秘密の保持

職員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を保持します。また、退職者についても同様にしていきます。ただし、事業所はサービスの提供にあたって、居宅介護支援事業所等に対して、必要な利用者及びその家族等に関する情報を提供する際には、あらかじめ個人情報利用同意書により、利用者及びその家族等の同意を得ることとします。

12 第三者評価の実施状況

当事業所では、提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

13 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 陽和福祉会
代表者	理事長 福井雅子
所在地	春日井市高森台5丁目6番地1
電 話	0568-91-5656
実施事業	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 3 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 4 訪問看護・介護予防訪問看護 5 訪問介護・介護予防訪問型サービス 6 通所介護・通所予防通所型サービス 7 居宅介護支援事業

ヘルパーステーションどんぐりの家の利用にあたって、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

<事業所>

ヘルパーステーションどんぐりの家

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、訪問介護の提供開始に同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<署名代行人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<身元引受人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印